## 「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について

改 Æ

府令第4条(監査報告書等の記載事項)関係

- 4-1 監査法人が作成する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報 告書に係る府令第4条第1項第1号へ、第2号ホ及び第3号ホに規定する「明 示すべき利害関係」には、当該監査、中間監査又は四半期レビューに係る業務 を執行した社員と被監査会社等との間の利害関係をも含むことに留意する。
- 4-2 府令第4条第1項第1号へ、第2号ホ及び第3号ホに規定する「明示す|4-2 府令第4条第1項第1号へ、第2号へ及び第3号へに規定する「明示す べき利害関係」の記載については、公認会計士法(昭和23年法律第103号) 第25条第2項及び公認会計士法施行規則(平成19年内閣府令第81号)第 12条の規定により記載すべき内容を記載することに留意する。
- 4-3 府令第4条第5項各号及び第10項各号に規定する意見並びに同条第1 5項各号に規定する結論は、「監査基準」若しくは「中間監査基準」にいう意見 | 又は「四半期レビュー基準」にいう結論をいうものであることに留意する。
- 4-4 府令第4条第6項、第11項及び第16項に規定する事項は、「監査基準」、 「中間監査基準」又は「<u>四半期レビュー基準」</u>にいう追記情報の記載であるこ とに留意する。
- 4-17 府令第4条第19項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。
- 1 中間監査の対象となった中間財務諸表等が国際会計基準第34号「中間財 務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。
- 2 中間監査の対象となった中間財務諸表等が指定国際会計基準に定める国際 会計基準第34号「中間財務報告」によって作成されている場合には、その 旨を記載するものとする。
- 4-18 府令第4条第20項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。
  - 1 四半期レビューの対象となった四半期財務諸表等が国際会計基準第34号 「中間財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するもの
  - 2 四半期レビューの対象となった四半期財務諸表等が指定国際会計基準に定 める国際会計基準第34号「中間財務報告」によって作成されている場合に は、その旨を記載するものとする。

府令第4条(監査報告書等の記載事項)関係

現

4-1 監査法人が作成する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報 告書に係る府令第4条第1項第1号へ、第2号へ及び第3号へに規定する「明 示すべき利害関係」には、当該監査、中間監査又は四半期レビューに係る業務 を執行した社員と被監査会社等との間の利害関係をも含むことに留意する。

行

- べき利害関係」の記載については、公認会計士法(昭和23年法律第103号) 第25条第2項及び公認会計士法施行規則(平成19年内閣府令第81号)第 12条の規定により記載すべき内容を記載することに留意する。
- 4-3 府令第4条第5項各号及び第9項各号に規定する意見並びに同条第13 項各号に規定する結論は、「監査基準」若しくは「中間監査基準」にいう意見又 は「四半期レビュー基準」にいう結論をいうものであることに留意する。
- 4-4 府令第4条第6項、第10項及び第14項に規定する事項は、「監査基準」、 「中間監査基準」又は「<u>四半期レビュー基準」</u>にいう追記情報の記載であるこ とに留意する。
- 4-17 府令第4条第17項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。
- 1 中間監査の対象となった中間財務諸表等が国際会計基準第34号「中間財 務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。
- 2 中間監査の対象となった中間財務諸表等が指定国際会計基準に定める国際 会計基準第34号「中間財務報告」によって作成されている場合には、その 旨を記載するものとする。
- 4-18 府令第4条第18項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。
  - 1 四半期レビューの対象となった四半期財務諸表等が国際会計基準第34号 「中間財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するもの
  - 2 四半期レビューの対象となった四半期財務諸表等が指定国際会計基準に定 める国際会計基準第34号「中間財務報告」によって作成されている場合に は、その旨を記載するものとする。